

(案)

大阪市此花区役所と大阪プロレス株式会社との包括連携に関する協定書

大阪市此花区役所（以下「甲」という。）と大阪プロレス株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が此花区の地域活性化や魅力向上、及び魅力発信に資するため、パートナーとして相互に連携・協力し、積極的に行動することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- （1）地域の活性化や魅力向上に関すること
- （2）此花区の魅力発信や区政のPRに関すること
- （3）こどもの教育に関すること
- （4）地域の防犯活動や美化に関すること
- （5）その他双方が必要と認める連携協力に関すること

（協定の見直し）

第3条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、合意の上、書面によって必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 この協定は協定日から令和8年3月31日まで効力を発生する。ただし、甲及び乙のいずれかから、有効期間終了の1カ月前までに改廃の申し入れがない場合は、この協定を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の効力）

第5条 この協定は法的拘束力を持つことを意図しておらず、またそのように解釈されないものとし、したがって具体的な権利義務を生じさせない。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携内容の検討及び実施等により知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この協定が終了した後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙は、第2条に定める連携内容の検討及び実施等において個人情報を取扱う場合は、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(協定の解除)

第8条 この協定の実施等において、甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、第4条の規定にかかわらず、協定を解除することができる。

- (1) 政治的行為を行ったと認められる場合
- (2) 法令又は公序良俗に反する活動を行った場合
- (3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する場合
- (4) その他此花区長が、この協定の継続が困難であると判断し、乙へ事前通知を行ったうえで、乙に改善が見られない場合

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和7年11月 日

甲 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号
 大阪市此花区長
 中島 政人

乙 大阪市城東区鳴野西2丁目19番8号
 大阪プロレス株式会社
 代表取締役社長
 大林 賢将